

疾病第1613号
令和4年9月30日

（一般社団法人 千葉県歯科医師会長
一般社団法人 千葉県薬剤師会長
公益社団法人 千葉県看護協会会長）様

千葉県健康福祉部疾病対策課長
(公印省略)

**新型コロナワクチン小児接種（5歳以上11歳以下の者）にかかる努力義務の
適用及び3回目接種の開始等について**

日頃から、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種業務について、多大なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナワクチンの、5歳以上11歳以下の小児接種（以下、「小児接種」という。）につきましましては、本年9月6日、国において、努力義務の対象になるとともに追加接種が開始されることが決定、同日付けで施行されました。

また、これを受け、同日付けで学校等における考え方等にかかる文書が都道府県等に発出され、接種はあくまでも本人及び保護者の意思で受けることに変わりない旨の方針が、改めて示されました。

関係各位におかれましては、関連事項を含めた下記について御承知おきいただくとともに、市町村と連携した集団接種会場の運営等について、御協力いただきますようお願いいたします。併せて、管下会員様等関係機関へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件については、千葉県医師会をはじめとする医療関係団体及び各市町村予防接種担当課長宛てに、別途通知していることを申し添えます。

記

1 追加接種の開始について

(1) 接種対象者

5歳以上11歳以下の者

国においては、「5～11歳の小児に対する追加接種の有効性に関して、オミクロン株流行下において、時間経過とともに初回接種の発症予防効果は逡減するが、近接した年齢区分において追加接種により回復することが確認されており、5～11歳においても同様の効果が期待できる」としている。

(2) 接種間隔

初回接種の完了から5か月以上の接種間隔をおいて行う。

新型コロナワクチン接種の前後に、他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く）を行う場合は、原則として13日以上の間隔をおく。

※12歳以上と同様、新型コロナワクチン接種と、他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く）を、同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

(3) 接種量等

1. 3ミリリットル生理食塩水で希釈した5～11歳用ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチンを、1回筋肉内に注射する。接種量は0.2ミリリットルとする。

2 努力義務の適用について

国においては、本年2月時点では、小児におけるオミクロン株の感染状況が未だ確定的でないこと、オミクロン株についてはエビデンスが必ずしも十分ではないことから、小児接種は努力義務の対象外としていたが、オミクロン株流行下での、小児における感染動向や追加接種の有効性及び安全性に関する知見等を踏まえ、小児接種（初回及び追加接種）についても努力義務を適用することとした。

3 幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について

(1) 学校等集団接種に関する国の考え方

実施方法によっては、保護者への説明機会が乏しくなる、接種への個々の意向が必ずしも尊重されず同調圧力を生みがちである、接種後にみられた体調不良に対するきめ細かな対応が難しい等の制約があることから、現時点で推奨するものではない。

ただし、個別接種体制の確保が困難であるなど、地域事情により、接種主体である市町村の判断において学校等集団接種を行う必要がある場合には、適切な対策を講じる場合に限り、実施することができる。

(2) 留意点

- ア. 生徒及び保護者が自ら接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応についての説明、接種に関する相談先の周知を行うなど、丁寧な情報提供を行う。
- イ. 学校等集団接種を実施するに当たっては、接種を希望しない生徒や保護者へ配慮する観点から、放課後や休日、長期休業期間等に設定するなど、生徒や保護者が接種の判断を行うに当たっての心理的負担を軽減する工夫をする。
- ウ. 予防接種ストレス関連反応（ISRR）と呼ばれる反応が生じることがあるため、児童生徒が落ち着いた雰囲気での接種が進められるよう配慮する。

(参考)

○関連通知文書

別添1 令和4年9月6日付け健発0906第7号

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

別添2 令和4年9月6日付け健発0906第8号

予防接種法実施規則の一部を改正する省令の公布について

別添3 令和4年9月6日付け事務連絡

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について

○自治体説明会⑩資料

小児（5～11歳）接種に関する対応について

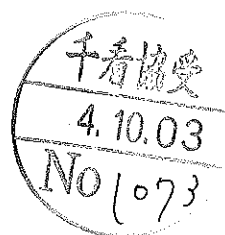
新型コロナワクチン接種に関する公的関与の適用について
幼児児童生徒に対する接種実施についての学校等における考え方及び留意点等

【担 当】

千葉県健康福祉部疾病対策課ワクチン接種体制整備班

電話:043-223-4365

e-mail : sippei7@mz.pref.chiba.lg.jp



健 発 0906 第 7 号
令和 4 年 9 月 6 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 296 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）附則第 7 項（※）を改正し、12 歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とする。

（※）予防接種法施行令附則第 7 項においては、現行規定上、以下の者を予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 9 条の適用対象から除外することとしている。

- ・ 12 歳以上未満の者
- ・ 12 歳以上 60 歳未満の者であつて、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に 3 回受けたもの

第二 施行期日

公布の日（令和 4 年 9 月 6 日）

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年九月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百九十六号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「次に掲げる者」を「六十歳未満の者であつて、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に三回受けたもの」に改め、同項各号を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄

健 発 0906 第 8 号
令 和 4 年 9 月 6 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第125号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 第1期追加接種の実施方法として、以下の方法を追加する。
 - ・ 1.3 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の承認を受けたものに限る。）を初回接種の終了後5月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2 ミリリットルとする方法

第二 施行期日

公布の日（令和4年9月6日）

○厚生労働省令第百二十五号
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和四年九月六日

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種） 第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一・二 （略）	附 則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種） 第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一・二 （略）

この省令は、公布の日から施行する。

2 (略) 三 前条第一項第四号に掲げるワクチンを 初回接種の終了後五月以上の間隔をおい て一回筋肉内に注射するものとし、接種 量は、〇・二ミリリットルとする方法 (略)	2 (略) 三 (略) (新設)
---	---

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施について、学校等集団接種に関する考え方など、学校等における考え方及び留意点等を取りまとめましたのでお知らせします。

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 6 日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市保育担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・市町村・特別区衛生主管部（局）

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施について
の学校等における考え方及び留意点等について

今般、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）の一部改正により、12 歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の接種を受ける努力義務が適用されることとなるとともに、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）等の一部改正により、5 歳以上 11 歳以下の者に対する新型コロナワクチンの 3 回目接種が実施されることとなりました。

幼児児童生徒に対する新型コロナワクチンの接種に係る考え方及び留意点等については、各都道府県教育委員会担当課等に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」（令和 4 年 2 月 21 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課及び厚生労働省健康局健康課予防接種室連名事務連絡）でお知らせしたところですが、今般の改正を踏まえ、改めて下記

のとおり新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等（高等課程を置く専修学校、幼保連携型認定こども園及び保育所を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）における考え方及び留意点等について取りまとめましたのでお知らせします。

本事務連絡は、現時点の知見に基づき作成したものであり、今後、新たな知見が得られた場合には、変更の可能性があり得ます。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校等に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校等に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課及び保育担当課におかれては所管の認定こども園及び保育所並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課及び保育担当課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようにお願いします。

記

1. 学校等集団接種に関する考え方

新型コロナワクチンの接種については、医療機関等における個別接種及び市町村等が特設会場を設けて行う集団接種が想定されています。

幼児児童生徒に対する予防接種について、学校等を会場とし、当該学校等に所属する幼児児童生徒に接種を行う形態の集団接種（以下「学校等集団接種」という。）によって行うことは、その実施方法によっては、保護者への説明の機会が乏しくなる、接種への個々の意向が必ずしも尊重されず同調圧力を生みがちである、接種後にみられた体調不良に対するきめ細かな対応が難しいといった制約があることから、現時点で推奨するものではありません。

ただし、個別接種の体制の確保が困難である場合など、特に地域の事情により、ワクチンの接種主体である市町村の判断において、学校等集団接種を行う必要がある場合には、以下の点に十分留意し、適切な対策を講じる場合に限り、実施することができます。

また、今般、5 歳以上 11 歳以下の者に対する新型コロナワクチンの接種について、新型コロナウイルスのオミクロン株の流行下においても入院予防効果等の有効性が確認されたこと等を踏まえ、当該者について努力義務が適用されることとなりましたが、接種はあくまでも本人及び保護者の意思で受けていただくものであることに変わりはないため、事実上の強制となることがないように、引き続き留意してください。

（1）生徒及び保護者への情報提供及び保護者の同意・同伴に関して留意すべき点

- ・ 生徒及び保護者が自ら接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応についての説明、接種に関する相談先の周知を行うことが重要であるため、市町村は、生

徒及び保護者に対する丁寧な情報提供や方法の工夫を行うこと。その際、市町村等の相談窓口を設ける等の方法で、ワクチンに関する質問等にも対応すること。

- ・ 特に、16 歳未満の幼児児童生徒にワクチン接種を行うに当たっては、市町村は、保護者に丁寧な情報提供を行い、保護者の同意を得ることが求められること。
- ・ 小学生以下の幼児児童への接種については、保護者の同意を予診票上の保護者自署欄で確認することができる場合であっても、保護者等の同伴を要するものであること。

(参考) 保護者の同意や同伴の取扱いについて

接種対象となった 16 歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の同意・同伴が必要であること。保護者の同意については、予診票の保護者自署欄で必ず確認すること。ただし、中学生以上の被接種者に限り、当日の受付時に、接種することについての保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できたときは、保護者の同伴を要しないこととすることができるものとする。

その際、接種の実施に当たっては、あらかじめ保護者の連絡先を把握するとともに、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、保護者が特段の理由で同伴することができない場合は、被接種者の健康状態を普段より熟知する親族等で適切な者が、保護者から委任を受けて同伴することができる。この場合に、接種実施医療機関や接種会場において必要がある場合には、当該同伴に関する委任状の提出を求める取扱いとしても差し支えない。(「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き (9 版)」)

(2) 接種が事実上の強制とならないために留意すべき点

- ・ 市町村は、授業中など教育活動を実施している時間帯に、学校等集団接種を行わないこと。
- ・ 市町村は、学校等集団接種を実施するに当たっては、接種を希望しない生徒や保護者へ配慮する観点から、放課後や休日、長期休業期間等に設定するなど、生徒や保護者が接種の判断を行うに当たっての心理的負担を軽減する工夫を行うこと。

(3) 集団接種に対応できる体制の整備

- ・ 市町村は、地域の医師会や医療機関等と連携し、集団接種の対象となる幼児児童生徒数に応じた適切な体制を整備する必要があること。特に、接種後の経過観察、副反応や有害事象が出た場合の応急対応や連絡の体制、救急体制については万全を期すこと。また、予診票の確認、ワクチンの希釈・充填にも適切な人員を確保する必要があること。
- ・ 多数の幼児児童生徒への接種体制を確保するには、単に学校医を招聘するだけで

なく、医師以外の医療従事者の確保、救急医薬品の確保等を含め、適切な体制を整備する必要があること。

- ・ 学校等集団接種を行う学校の教職員等が、予診票の配布等を行うことも考えられるが、集団接種に関して、どのような業務に関わるのか、事前に明確にしておく必要があること。ただし、学校等の運営に過度な負担が生じ、教育活動等の実施に支障が生じるような業務の実施は、教職員等に対して求めないこと。

(4) 予防接種ストレス関連反応（ISRR）への対応

- ・ ワクチンの接種前後に生ずる不安、恐れなどのストレスをきっかけに、接種時の急性ストレス反応（特に血管迷走神経反応）に代表される、予防接種ストレス関連反応（ISRR）と呼ばれる反応が生じることがあること。
- ・ これらの反応は、特に、思春期に発生しやすく、周囲の生徒の様子などの影響を受けてその場にいる生徒に連鎖して生じることもあるため、生徒が落ち着いた雰囲気
で接種が進められる環境を整備するとともに、万一に備えた体制を整えておくこ
とが必要であること。

2. 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

(1) 幼児児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

幼児児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長（園長を含む。以下同じ。）が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできな
い事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判
断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録（幼稚園等については、備考
欄等にその旨を記載）することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能
です。

(2) 副反応が出た場合の幼児児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、幼児児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られると
きには、学校保健安全法第 19 条の規定（当該規定を準用する場合を含む。）に基づく出席
停止の措置を取ることができます。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、幼
児児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長や施設長等において適切に判断いただくよう、
お願いいたします。

3. 予防接種歴の取扱い

接種の強制につながることをのこさないよう、市町村や学校等においては、幼児児童生徒の行
事への参加等に際して、ワクチンの接種等の条件を付すべきではありません。

一方、学校教育活動等においても、何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要が生じる場合には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得るこ

と、他の生徒等に知られることのないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに十分に留意して把握するようにする必要があります。その他、健康診断に伴う保健調査等として新型コロナワクチンの接種歴が把握される可能性があります、そのような場合にも同様に個人情報としての取扱いに十分に留意する必要があります。

4. 差別やいじめ等の防止

新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、学校等においては、

- ・ ワクチンの接種は強制ではないこと
- ・ 周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
- ・ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること

などを幼児児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。

また、市町村は、ワクチンの接種に伴う差別やいじめなどについての相談窓口を設けること。

5. 新型コロナワクチンの接種に係る広報

新型コロナワクチンの接種に当たっては、生徒及び保護者が自ら接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談先の情報等について十分に周知されることが重要です。

今般の5歳以上11歳以下の者に対する新型コロナワクチンの3回目接種の実施に関しては、各都道府県・市町村・特別区衛生主管部（局）に対し、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室より別添の保護者等に対する情報提供資材について送付しているところですが、地域の実情に応じ、学校や社会教育施設等において保護者が訪れやすい場所に据え置く、教育委員会や学校等のホームページや校内ネットワーク等に掲載するなど、希望する保護者等が必要な情報を取得できるように、各学校設置者等におかれても地域の衛生主管部（局）の求めに応じて必要な協力を行ってくださいますようお願いいたします。その際、保護者の質問等に応じられるよう、当該情報提供資材について、衛生主管部（局）において地域の相談先を明記するなど必要な編集を行った上で活用することを検討くださいますようお願いいたします。

（参考1）新型コロナワクチンの幼児児童への接種に関する見解等について

新型コロナワクチンの幼児児童への接種に関しては、以下の考え方等が示されています。

○公益社団法人日本小児科学会

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種に関する、小児の基礎疾患の考え方および接種にあたり考慮すべき小児の基礎疾患等（令和4年2月14日（令和4年8月17日改訂） 日本小児科学会 予防接種・感染症対策委員会）

URL：http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=409

- ・ 5～17歳の小児への新型コロナワクチン接種に対する考え方（令和4年8月10日 日本小児科学会 予防接種・感染症対策委員会）

URL : http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=451

○公益社団法人日本小児科医会

・5歳～11歳の新型コロナウイルスワクチン接種にあたって(令和4年1月19日 日本小児科医会)

URL : <https://www.jpa-web.org/blog/sharp8000/a275>

(参考2) 予防接種ストレス関連反応 (ISRR)

予防接種ストレス関連反応 (ISRR) は、世界保健機関 (WHO) の専門家会議で提唱されたものであり、WHO は、2019 年 12 月にマニュアルを公表しています。

URL : <https://apps.who.int/iris/handle/10665/330277>

血管迷走神経反応は、ワクチン注射への恐怖心や不安感、あるいは痛みが原因で、気分が悪くなったり、気を失って倒れたりすることです。ワクチン接種の会場では、血管迷走神経反応やアナフィラキシーの発生に備えて、接種後の体制を整えてください。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111(内2918)

内閣府

子ども・子育て本部 参事官(認定こども園担当)

03-5253-2111(内38446)

厚生労働省

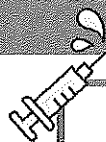
子ども家庭局 保育課

03-5253-1111(内4852、4853)

健康局 予防接種担当参事官室

自治体サポートチームメールアドレス

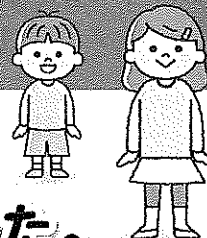
5歳から11歳のお子様の保護者の方へ 〈新型コロナワクチン接種(3回目)のお知らせ〉



3



5歳から11歳のお子様も、 3回目接種が受けられるようになりました。



Q. なぜ追加接種(3回目接種)が必要なのでしょう?

A. 子どもの感染者数の増加とともに、重症者数も増加傾向にあります。初回接種(1・2回目接種)後、時間経過とともに発症予防効果が低下しますが、追加接種(3回目接種)を行うことにより効果が回復すると報告されています。ぜひ、お子様と一緒に3回目接種をご検討ください。

接種の対象と使用するワクチン

- 1・2回目接種を完了した5～11歳のお子様を対象です。
- 1・2回目接種を完了し、5か月以上、間隔を空けて接種します。ファイザー社の5～11歳用のワクチンを使用します(※)。(※)ファイザー社の12歳以上のものに比べ、有効成分が1/3になっています。



新型コロナワクチンの効果

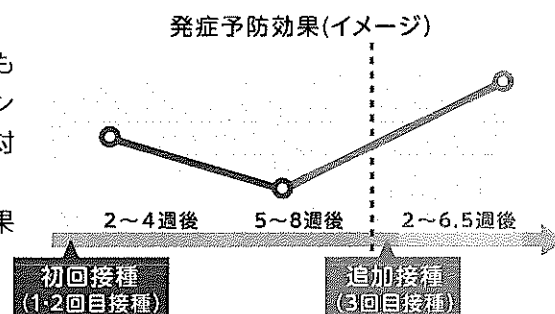
Q. 3回目接種をすることで、どんな効果がありますか?

A. 新型コロナワクチンを受けることで、新型コロナに感染しても症状が出にくくなります。5～11歳の子どもに対するワクチンの追加接種後は、オミクロン株を含む新型コロナウイルスに対する中和抗体価(※)が上昇します。また、時間経過とともに低下した初回接種による発症予防効果が、追加接種により回復すると報告されています。

(※)ウイルスの感染力や毒素の活性を中和できる抗体の値のこと

出典：特別承認に係る報告書

Fleming-Dutra KE, Britton A, Shang N, et al. Association of Prior BNT162b2 COVID-19 Vaccination With Symptomatic SARS-CoV-2 Infection in Children and Adolescents During Omicron Predominance. JAMA. 2022;327(22):2210-2219.



新型コロナワクチンの安全性

Q. 3回目接種を受けた後は、2回目接種の後と比べてどんな症状が出ますか?

A. 5～11歳の子どもに対する3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目接種の後と比べると、おおむね同様の症状が見られ、2回目接種時を上回るリスクは報告されていません。

■5～11歳の接種後7日間に現れた症状発現率の比較(ファイザー社ワクチンを使用)

報告割合	接種後の症状(2回目接種後→3回目接種後の症状の発現率)		
50%以上	疼痛(72.2→73.9%)		
10～50%	疲労(46.6→45.6%)	頭痛(30.1→34.0%)	筋肉痛(12.5→18.3%)
	発赤(16.5→15.6%)	腫脹(14.0→16.4%)	悪寒(10.3→10.5%)
1～10%	発熱(8.8→6.7%)	関節痛(5.5→6.7%)	下痢(6.5→4.9%)
	嘔吐(1.8→2.4%)		

出典：特別承認に係る報告書



5～11歳用のワクチンがオミクロン株流行下でも有効であるとの最新情報を踏まえ、5歳から11歳のお子様にワクチンを受けていただけるよう、ご本人とその保護者の方に努めていただくことになりました。これは、国民の皆さまに接種にご協力いただきたいという趣旨によるものであり、接種を強制するものではありません。詳しくは厚生労働省ホームページQ&Aをご覧ください。→





新型コロナワクチンを受けるには

◎5歳から11歳のお子様のワクチン接種には、保護者の方の同意と立ち合いが必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についての正しい情報を確認し、お子様とご相談のうえ、保護者の方に接種をご判断いただきますようお願いいたします。保護者の方の同意なく、接種が行われることはありません。

周りの方に接種を強制したり、接種していない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。



◎ワクチンについての疑問があるときはかかりつけ医などにご相談ください。

新型コロナワクチンと他のワクチンとの接種間隔などについては、かかりつけ医などにご相談ください。同時または前後2週間は、インフルエンザワクチンを除き、原則として、他のワクチンを受けることはできません。また、お子様に基礎疾患があるときなど、ワクチンについての疑問や不安があるときも、かかりつけ医などによくご相談ください。

ご相談先など

◎新型コロナワクチンに関するご相談先

ワクチン接種後に、体に異常があるとき	→ ワクチンを受けた医療機関やかかりつけ医、市町村や都道府県の窓口
ワクチン接種全般に関するお問い合わせ	→ 市町村の窓口



◎予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金の給付など)が受けられます(※)。申請に必要となる手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

(※)その健康被害が、接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。認定にあたっては、予防接種・感染症・医療・法律の専門家により構成される国の疾病・障害認定審査会により、因果関係を判断する審査が行われます。

ワクチンを受けた人もいれば、受けていない人もいます。ワクチンを受けた後も、今までのように、しっかり手洗い・消毒、マスクなどの感染予防対策を続けましょう。



密集した場所



密接した場面



密閉された空間



マスクの着用(※)



石けんで手洗い



手指の消毒



こまめな換気

(※)屋外では、人と会話をするとき以外は、熱中症を防ぐためにもマスクを外しましょう。

子どもに対する新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 子ども 検索

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。



新型コロナウイルスワクチン接種(3回目)についてのお知らせ

新型コロナウイルスワクチンをなぜ受けるの？

人の体の中に新型コロナウイルスが入りこみ仲間が増えると、
ねつ、だるさ、せき、息ぐるしさ、頭のいたみ、味覚の変化などがおきて、
体の調子が悪くなります。
ワクチンを受けると、体の中で新型コロナウイルスとたたかう用意ができる
ので、ウイルスが体に入っても、体の調子が悪くなりにくくなります。



新型コロナウイルスワクチンを受けるときは、どんなことに注意すればいいの？

受ける前	37.5℃以上のねつがあるときや、体の調子が悪いときは、 ワクチンを受けられないので、そのことをおうちの人に伝えましょう。	
受ける時	ワクチンは肩の近くに注射します。肩を出しやすい服で、受けに行きましょう。	
受けた後	◎ワクチンを受けた後、 15分以上はすわって様 子をみましょう。(30分様 子をみる場合もあります) ◎ワクチンを受けると、右のような症状 が出るがありますが、2〜3日で自 然とよくなることがわかっています。 ◎当日はお風呂に入るなど、 いつも通りの生活をする のは問題ありませんが、激 しい運動はやめましょう。 ☐ ねつ ☐ さむけ ☐ だるさ ☐ 気持ちわるさ ☐ 頭のいたみ ☐ おなかをこわす	

こんな症状が出たら、おうちの人や周りの大人に知らせましょう。

●受けたすぐ後

- ☐ 体のかゆさ
☐ せき



●受けた日や4日くらいの間

- ☐ ねつ ☐ 頭のいたみ ☐ 胸のいたみ ☐ 息ぐるしさ
☐ だるさ ☐ さむけ ☐ 胸がドキドキした感じ



1・2回目のワクチンを受けた後、
5か月以上の間をあけて、3回目を受けてください。



守ってほしい、大切なこと。

ワクチンを早く受けている人や、ワクチンを受けられない理由が
ある人など、様々な人がいます。ワクチンを受けている、受けて
いないといった理由で周りの人を悪く言ったり、いじめたりす
ることは、絶対にしてはいけません。

